

令和元年7月4日
中部地方整備局

独占禁止法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所：

- ① 二チレキ株式会社 東京都千代田区九段北4-3-29
② 東亜道路工業株式会社 東京都港区六本木7-3-7

2. 指名停止措置期間：

令和元年7月4日から令和元年8月3日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要

二チレキ(株)及び東亜道路工業(株)は、舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格を引き上げ又は維持する旨の合意を行っていた。

この合意をしたことに対し、公正取引委員会は令和元年6月20日、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反すると認定し、これを公表した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である上記2社が、独占禁止法違反行為の認定を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第5号（下記参照）に該当する。

なお、上記2社は、課徴金減免制度が適用されているため、措置期間を当該制度の適用がなかったと想定した場合の2分の1の期間とする。

よって、本件の指名停止期間は、1ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 鈴木 秀一
契約課長補佐 野田 純大 電話番号 (052) 953-8138